経済産業省

資料３

第２６回　料金審査専門会合
事務局提出資料
～原価算定期間終了後の事後評価～

平成２９年１０月１３日（金）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

１.電気事業利益率等の状況（関西電力を除くみなし小売電気事業者９社）
（１）原価算定期間終了後の事後評価について
（２）料金変更認可申請命令に係る審査基準
（参考１）事業報酬額（一定水準額）と平成２７年度末累積超過利潤の補正
（３）審査基準の適用結果
（参考２）各社概況
２.原価算定期間終了後の追加検証
（１）論点
①料金値上げ後初めて原価算定期間が終了した事業者（中部電力）
②その他追加検証が必要な事業者（東京電力ＥＰ、四国電力）
（参考１）各社の原価算定期間と原価と比較する実績年度
（参考２）送配電非関連固定費の配分時における需要補正
（参考３）消費者基本計画工程表
（参考４）消費者庁からの意見への対応について
（参考５）東京電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見
（参考６）北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見

１．電気事業利益率等の状況
（関西電力を除くみなし小売電気事業者９社）

１.（１）原価算定期間終了後の事後評価について

- 原価算定期間終了後、事業者は、原価と実績の比較及びその差異要因・利益の使途・収支見通し等について評価を実施するとともに、行政は、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成２４年３月）」において提言されている。
- 行政の評価では、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成２５年３月１９日付けで改定した。（※）

※　電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

原価算定期間終了後における評価

＜事業者による評価＞

以下の事項等について、事業者が評価を実施。

- 部門別収支ベースで原価と実績値の比較及びその差異要因
- これまでの利益の使途
- 現行料金を維持した場合に想定される収支見通し（翌１年分について会社全体及び規制部門）
- 収支における効率化の寄与分

＜行政による評価＞

- 経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の要否について検討。

→具体的な審査基準は、次ページ。

（出典：平成２４年３月　電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議報告書）

1.（2）料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、＜ステップ１＞規制部門の電気事業利益率による基準、＜ステップ２＞規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾改正法附則第１６条第３項に基づく変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

＜ステップ１＞規制部門の電気事業利益率による基準
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

①該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近３カ年度平均）
②電力会社１０社の規制部門における電気事業利益率（過去１０カ年度平均）
➢ **①＞②の場合→ステップ2へ**

＜ステップ２＞規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準
前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

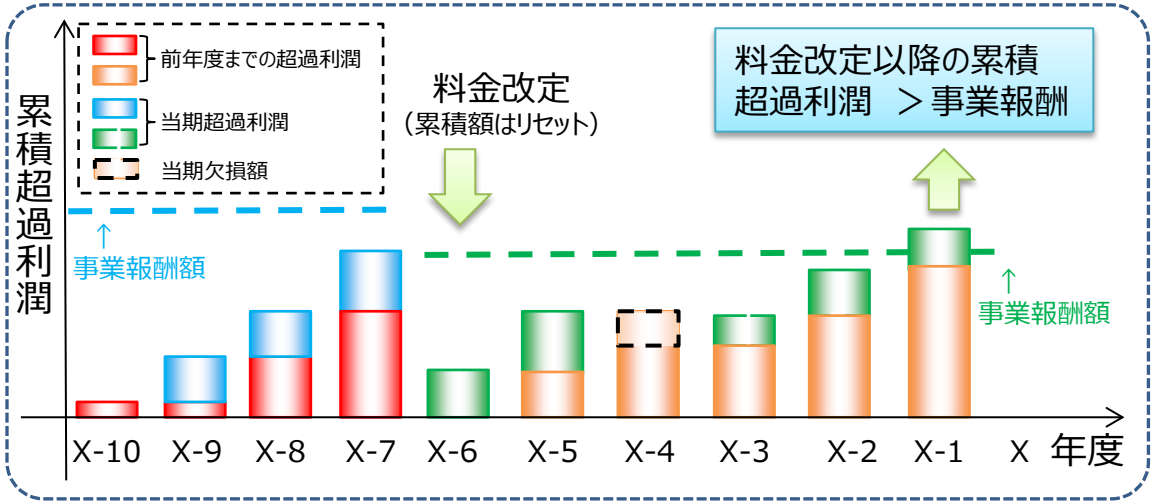

又は

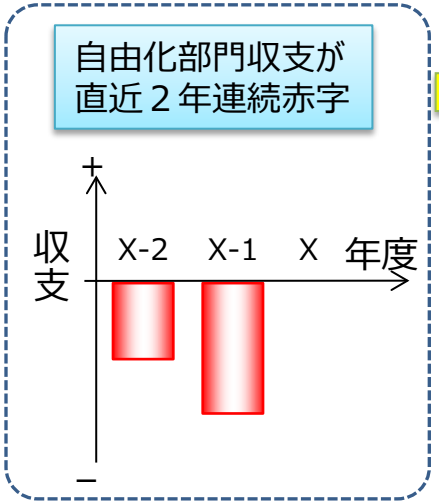

変更認可申請命令発動

（参考１）事業報酬額（一定水準額）と平成27年度末累積超過利潤の補正

事後評価におけるストック管理上限額及び既存の超過利潤の取扱い

21

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門の電気事業利益率の直近3ヵ年度平均値が、電力会社10社の過去10ヵ年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬の額（ストック管理の上限値）を超えているかどうかが、変更認可申請命令を発動するに至る基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要に移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門＝特定小売供給部門」における事業報酬相当額をストック管理の上限値とする。この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、現在の供給約款と選択約款との収入比で按分することとしてはどうか。
3. なお、小売全面自由化実施以降、特定小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。

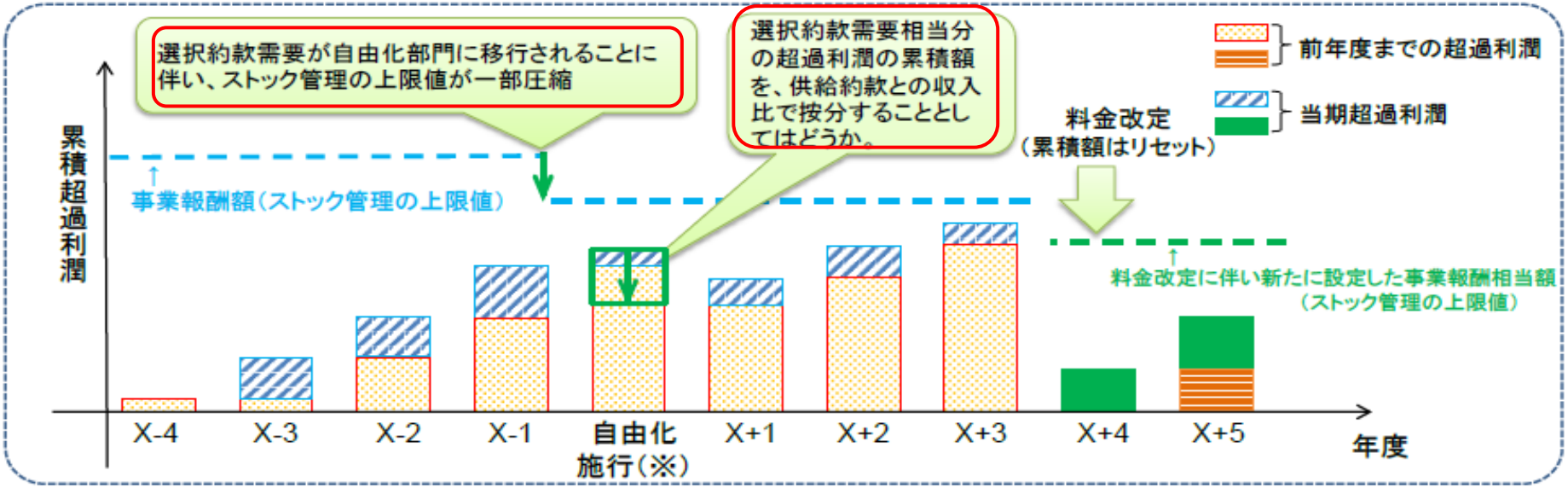

※ここでは、現行の供給約款を特定小売供給約款にみなす場合を想定。
※仮に、自由化施行のタイミングで特定小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

（出典：平成２６年７月　総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 第７回制度設計ワーキンググループ　資料６－１をもとに当委員会にて一部加筆）

1.（3）審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者９社（関西電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

（単位：億円）

審査基準（ステップ１・２）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※１	中部	北陸	中国	四国	九州	沖縄	10社
ステップ１	**A 規制部門の電気事業利益率による基準**										
	３ヵ年度平均 ① ※2	2.8%	5.8%	3.8%	3.2%	1.1%	1.6%	1.5%	3.4%	3.9%	-
	１０社１０ヵ年度平均 ②									-	2.3%
	１０社１０ヵ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	Yes	Yes	-
ステップ２	**B 規制部門の累積超過利潤による基準**										
	平成２７年度末超過利潤累積額③ ※３	△363	230	△1,141	△93	-	-	-	△768	△99	-
	平成２８年度超過利潤④	△80	△109	△1,221	△315	-	-	-	△37	△17	-
	平成２8年度末超過利潤累積額⑤＝③＋④	△444	121	△2,363	△408	-	-	-	△805	△117	-
	事業報酬額（一定水準額）⑥ ※４	172	342	1,268	423	-	-	-	366	59	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤＞⑥か）	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
	C 自由化部門の収支（※５）による基準										
	平成２７年度⑦	+91	+808	+2,100	+1,548	-	-	-	+318	+7	-
	平成２８年度⑧	+3	+593	+563	+852	-	-	-	+404	+12	-
	２年連続で赤字となっているか。（⑦＜０かつ⑧＜０か）	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
評価結果	**変更認可申請命令の対象となるか。**（A及びBがYes、又はA及びCがYesか。）	**No**	**No**	**No**	**No**	**No**	**No**	**No**	**No**	**No**	-

※１ 平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。
※２ 各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均
※３ 平成27年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額
※４ 一定水準額：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額
※５ 自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益　（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-北海道電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	6,957	6,771	※1 △185
営業費用	6,595	6,568	※2 △26
うち燃料費	1,480	1,203	△277
営業損益	361	202	※3 △159
経常損益	212	58	△154
当期純損益	170	51	△119

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：当年度の業績については、収入面では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などはあったものの、販売電力量の減少に加え、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少により、売上高は、前年度に比べ185億円減（△2.6%）の 6,771億円となった。

※2：支出面では、火力発電所の定期検査基数の増加や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響、退職給付会計にかかる費用の増加はあったものの、販売電力量の減少や燃料価格の低下、豊水による燃料費・購入電力料の減少に加え、償却進行による減価償却費の減少により、営業費用は、前年度に比べ26億円減（△0.3%）の6,568億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は前年度に比べ159億円減(△44.0%)の202億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	7,250	480

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、燃料価格の上昇による燃料費調整制度の影響などにより、平成28年度に比べ480億円増(+7.0%)の7,250億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、今後の供給力の状況を見極めていく必要があり、燃料費などの費用を合理的に算定することができないため、現時点で未定としている。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	3,336	2,436	△899
電気事業損益	122	※1 57	△65
当期純損益	104	※1 75	△28

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	2,775	3,099	323
電気事業損益	91	※1 3	△88
当期純損益	76	※1 6	△70

特定需要・一般需要外部門（その他部門）（注）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	809	1,076	266
電気事業損益	△3	△0	3
当期純損益	△ 9	※2△30	△20

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、特定需要部門（規制部門）の当期純損益は75億円の利益、一般需要部門（自由化部門）の当期純損益は6億円の利益となった。また、利益率は規制部門が2.4%、自由化部門が0.1%となった。

※2：平成28年8月の台風災害に伴う復旧費用15億円を特別損失に計上している。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

個別決算の当期純損益が未定となっているため、規制部門の当期純損益見通しについても未定としている。

(注) その他部門の主な損益項目について（以降各社共通）
その他部門の損益項目には、再エネ特措法に関連する損益項目(※1)、事業外損益(※2)、附帯事業損益（ガス事業など）及び特別損益などが分類される。

(※1) 収益項目：再エネ特措法交付金(インバランスリスク料相当額除く)、電灯料・電力料(再エネ特措法賦課金に限る)
費用項目：他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額(インバランスリスク料相当額除く)に限る)、再エネ特措法納付金
(※2) 渇水準備金引当及び取崩しを除く事業外損益

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-東北電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	18,688	17,386	※1 △1,302
営業費用	17,121	16,385	※2 △736
うち燃料費	3,952	3,024	△928
営業損益	1,566	1,001	※3 △565
経常損益	1,199	804	△394
当期純損益	799	599	△200

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、再生可能エネルギーの購入量増加に伴い、再エネ特措法交付金が増加したものの、販売電力量の減少に加え、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少により、売上高は、前年度に比べ1,302億円減（△6.9%）の1兆7,386億円となった。

※2：費用面では、退職給付債務の算定に用いる割引率の低下などから退職給付費用が増加したものの、燃料価格の低下や円高などにより燃料費が減少したほか、経費全般にわたる効率化の実施に努めたことなどから、営業費用は、前年度に比べ736億円減（△4.2%）の1兆6,385億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は前年度に比べ565億円減（△36.0%）の1,001億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	18,800	1,414
営業損益	890	△111
経常損益	700	△104
当期純損益	500	△99

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、販売電力量は減少するものの燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ1,414億円増(+8.1%)の1兆8,800億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、修繕費の減少などはあるものの、燃料費調整制度のタイムラグ影響などにより、平成28年度に比べ104億円減(△12.9%)の700億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	6,629	4,908	△1,721
電気事業損益	454	※1 229	△225
当期純損益	325	※1 171	△153

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	7,976	8,173	197
電気事業損益	808	※1 593	△214
当期純損益	578	※1 445	△133

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	1,899	2,682	782
電気事業損益	△5	0	5
当期純損益	△105	△17	※2 87

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が229億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が593億円の利益となり、利益率は規制部門が4.7%、自由化部門が7.3%となった。また、当期純損益は規制部門が171億円の利益、自由化部門が445億円の利益となった。

※2：平成27年度において、法人税率変更に伴う法人税等調整額(費用側)など58億円を計上している。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し	対平成28年度実績比
当期純損益	110	△61

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-東京電力ＥＰ）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度（旧東京電力）	平成28年度（旧東京電力ベース(注)）	差異
売上高	58,969	51,821	※1 △7,148
営業費用	55,562	49,506	※2 △6,056
うち燃料費	16,154	11,624	△4,530
営業損益	3,407	2,315	※3 △1,092
経常損益	3,275	2,216	△1,059
当期純損益	1,436	985	△451

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことなどから、売上高は、前年度に比べ7,148億円減(△12.1%)の5兆1,821億円となった。

※2：費用面では、燃料価格の低下や為替レートの円高化により燃料費が大幅に減少したことに加え、引き続き全社を挙げてコスト削減に努めたことなどから、営業費用は、前年度に比べ6,056億円減(△10.9%)の4兆9,506億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は前年度に比べ1,092億円減(△32.0%)の2,315億円となった。

(注) 旧東京電力ベース：旧東京電力を構成する４社（東京電力EP、東京電力HD、東京電力PG、東京電力FP）の連結数値

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1（旧東京電力ベース）	対平成28年度実績比
売上高	55,540	3,719
経常損益	1,662	△554
当期純損益	2,605	1,620

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ3,719億円増の5兆5,540億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、燃料費や購入電力料の負担増などにより、平成28年度に比べ554億円減の1,662億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度（旧東京電力）	平成28年度（東京電力EP）	差異
電気事業収益	25,077	16,487	△8,590
電気事業損益	1,721	※1 77	△1,643
当期純損益	1,574	※1 51	△1,522

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度（旧東京電力）	平成28年度（東京電力EP）	差異
電気事業収益	26,367	23,351	△3,015
電気事業損益	2,100	※1 563	△1,536
当期純損益	1,920	※1 376	△1,544

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度（旧東京電力）	平成28年度（東京電力EP）	差異
電気事業収益	5,469	7,653	2,184
電気事業損益	△729	△2	726
当期純損益	※2 △2,058	40	2,099

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が77億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が563億円の利益となり、利益率は規制部門が0.5%、自由化部門が2.4%となった。また、当期純損益は特定需要部門（規制部門）が51億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が376億円の利益となった。

※2：平成27年度において、水力発電事業固定資産、火力発電事業固定資産等につき減損損失2,328億円を特別損失に計上している。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し（東京電力EP）	対平成28年度実績比
当期純損益	△100	△151

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-中部電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	26,483	23,897	※1 △2,586
営業費用	23,830	22,724	※2 △1,106
うち燃料費	8,056	6,145	△1,910
営業損益	2,652	1,172	※3 △1,479
経常損益	2,336	991	△1,345
当期純損益	1,572	720	△851

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、再生可能エネルギーの購入量増加に伴う再エネ発電促進賦課金及び再エネ特措法交付金が増加したものの、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少などにより、売上高は、前年度に比べ2,586億円減(△9.8%)の2兆3,897億円となった。

※2：費用面では、再生可能エネルギーの購入量が増加したものの、燃料価格の低下や円高などにより燃料費が減少したことなどから、営業費用は、前年度に比べ1,106億円減（△4.6%）の2兆2,724億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は前年度に比べ1,479億円減の(△55.8%)の1,172億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	25,100	1,203
営業損益	950	△222
経常損益	750	△241
当期純損益	550	△170

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ1,203億円増(+5.0%)の2兆5,100億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、燃料費調整制度のタイムラグ影響などにより、平成28年度に比べ241億円減(△24.3%)の750億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	9,041	5,422	△3,618
電気事業損益	717	※1 40	△677
当期純損益	472	※1 31	△440

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	13,233	13,154	△78
電気事業損益	1,548	※1 852	△696
当期純損益	1,022	※1 617	△404

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	3,079	4,361	1,281
電気事業損益	△5	2	8
当期純損益	76	70	△6

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が40億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が852億円の利益となり、利益率は規制部門が0.7%、自由化部門が6.5%となった。また、当期純損益は規制部門が31億円の利益、自由化部門が617億円の利益となった。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し	対平成28年度実績比
当期純損益	△100	△132

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-北陸電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	4,941	4,976	※1 34
営業費用	4,653	4,950	※2 296
うち燃料費	1,023	1,026	2
営業損益	287	25	※3 △262
経常損益	189	△32	△222
当期純損益	87	△18	△105

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、燃料価格の低下により燃料費調整額が減少したものの、小売販売電力量の増加や再エネ発電促進賦課金が増加したことにより、売上高は、前年度に比べ34億円増（+0.6%）の4,976億円となった。

※2：費用面では、高経年設備等に係る修繕費の増加や退職給付費用債務の算定に用いる割引率の低下などから退職給付費用が増加したことにより、営業費用は、前年度に比べ296億円増（+6.3%）の4,950億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は、前年度に比べ262億円減(△91.2%)の25億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	5,350	374

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、販売電力量は若干減少するものの燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ374億円増(+7.5%)の5,350億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、現時点で供給力などの需給状況が見通せないことなどから費用を合理的に算定することができないため、現時点で未定としている。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	1,758	1,171	△587
電気事業損益	6	※1 14	7
当期純損益	△9	※1 14	24

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	2,273	2,738	465
電気事業損益	182	※1△53	△235
当期純損益	106	※1△37	△144

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	556	786	230
電気事業損益	△4	△1	2
当期純損益	△9	4	13

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が14億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が53億円の損失となり、利益率は規制部門が1.2%、自由化部門が△1.9%となった。また、当期純損益は規制部門が14億円の利益、自由化部門が37億円の損失となった。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

個別決算の当期純損益が未定となっているため、規制部門の当期純損益見通しについても未定としている。

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-中国電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	11,505	11,217	※1 △287
営業費用	11,108	10,929	※2 △178
うち燃料費	2,393	1,834	△559
営業損益	396	288	※3 △108
経常損益	313	161	△151
当期純損益	210	146	△63

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、販売電力量の増加に加え、再生可能エネルギーの購入量増加に伴う再エネ賦課金が増加したものの、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少が大きく影響したことにより、売上高は、前年度に比べ287億円減(△2.4%)の 1兆1,217億円となった。

※2：費用面では、再エネ納付金や再エネ買取費用が増加した一方、燃料価格の低下や石炭利用量の増加、円高などにより燃料費が減少したことなどから、営業費用は、前年度に比べ178億円減（△1.6%）の1兆929億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は前年度に比べ108億円減（△27.2%）の288億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	11,890	672

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、販売電力量は減少するものの燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ672億円増(+6.0%)の1兆1,890億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、原料費等、電力需給にかかる費用を合理的に予想することが困難であるため、現時点で未定としている。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	4,229	2,534	△1,694
電気事業損益	11	※1 10	△1
当期純損益	10	※1 2	△8

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	5,057	5,916	858
電気事業損益	294	※1 158	△136
当期純損益	225	※1 134	△90

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	1,570	2,205	635
電気事業損益	△42	△34	8
当期純損益	△25	10	※2 35

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が10億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が158億円の利益となり、利益率は規制部門が0.4%、自由化部門が2.7%となった。また、当期純損益は規制部門が2億円の利益、自由化部門が134億円の利益となった。

※2：原子力発電工事償却準備引当金繰入額の減少及び関係会社株式売却益の増加などにより、その他部門の当期純利益は前年度に比べ35億円増の10億円となった。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

個別決算の当期純損益が未定となっているため、規制部門の当期純損益見通しについても未定としている。

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-四国電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	5,880	6,131	※1 251
営業費用	5,733	6,011	※2 278
うち燃料費	932	694	△238
営業損益	146	120	※3 △26
経常損益	133	104	△29
当期純損益	61	82	21

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、伊方3号機再稼動に伴う融通等収入の増加などにより、売上高は、前年度に比べ251億円増（+4.2%）の6,131億円となった。

※2：費用面では、経営全般にわたる費用削減に努めたものの、退職給付に係る数理計算上の差異の償却が増加したことなどから、営業費用は、前年度に比べ278億円増（+4.8%）の6,011億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は、前年度に比べ26億円減（△17.8%）の120億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	6,330	199
営業損益	210	90
経常損益	205	101
当期純損益	145	63

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、販売電力量は減少するものの燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ199億円増(+3.2%)の6,330億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、修繕費等の増加はあるものの、退職給付に係る数理計算上の差異償却費の反動減による人件費の減少などにより、平成28年度に比べ101億円増(+97.1%)の205億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	2,330	1,646	△683
電気事業損益	30	※1△11	△41
当期純損益	13	※1△13	△26

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	2,349	2,776	426
電気事業損益	56	※1 79	22
当期純損益	28	※1 66	37

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	963	1,278	314
電気事業損益	△7	0	8
当期純損益	19	29	10

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が11億円の損失、一般需要部門（自由化部門）が79億円の利益となり、利益率は規制部門が△0.7%、自由化部門が2.9%となった。また、当期純損益は規制部門が13億円の損失、自由化部門が66億円の利益となった。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し	対平成28年度実績比
当期純損益	15	28

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-九州電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	17,054	16,967	※1 △87
営業費用	16,076	15,971	※2 △104
うち燃料費	3,647	2,635	△1,012
営業損益	978	995	※3 16
経常損益	743	688	△54
当期純損益	653	610	△42

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、再エネ特措法交付金や他社販売電力量の増加はあったものの、燃料費調整制度の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより、売上高は、前年度に比べ87億円減（△0.5%）の1兆6,967億円となった。

※2：費用面では、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力量は増加したものの、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所の安定稼動や燃料価格の下落などにより燃料費が減少したことなどから、営業費用は、前年度に比べ104億円減（△0.6%）の1兆5,971億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は、前年度に比べ16億円増（+1.7%）の995億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	18,100	1,133
営業損益	750	△245
経常損益	450	△238
当期純損益	350	△260

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、販売電力量は減少するものの燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加に加え、他社販売電力料や再エネ特措法交付金が増加することなどにより、平成28年度に比べ1,133億円増(+6.7%)の1兆8,100億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、グループ一体となって費用削減に取り組んでいるものの、電力システム改革に伴う諸経費等の増加などにより、平成28年度に比べ238億円減(△34.7%)の450億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	7,091	4,793	△2,297
電気事業損益	440	※1 320	△119
当期純損益	376	※1 325	△50

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	6,710	7,671	961
電気事業損益	318	※1 404	85
当期純損益	258	※1 423	164

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	3,082	4,126	1,044
電気事業損益	△15	1	17
当期純損益	18	※2△138	△156

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門） が320億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が404億円の利益となり、利益率は規制部門が6.7%、自由化部門が5.3%となった。また、当期純損益は規制部門が325億円の利益、自由化部門が423億円の利益となった。

※2：平成28年4月の熊本地震に伴う災害損失93億円を特別損失に計上している。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し	対平成28年度実績比
当期純損益	現在算定中	-

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況①（経営成績-沖縄電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	差異
売上高	1,742	1,723	※1 △19
営業費用	1,686	1,652	※2 △34
うち燃料費	461	367	△93
営業損益	55	71	※3 15
経常損益	37	56	18
当期純損益	29	44	15

●個別決算・主な増減内容の説明

※1：収益面では、販売電力量の増加に加え、再生可能エネルギーの購入量増加に伴う再エネ賦課金が増加したものの、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少が大きく影響したことにより、売上高は、前年度に比べ19億円減(△1.0%)の1,723億円となった。

※2：費用面では、再エネ納付金の増加に加え、修繕費が増加した一方、燃料価格の低下や円高などにより燃料費が減少したことなどから、営業費用は、前年度に比べ34億円減（△2.0%）の1,652億円となった。

※3：※1、※2の影響により、営業利益は、前年度に比べ15億円増（+27.2%）の71億円となった。

＜個別決算の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

	業績見通し ※1	対平成28年度実績比
売上高	1,825	101
営業損益	63	△8
経常損益	50	△6
当期純損益	40	△4

●個別決算・業績見通しの説明

※1：次期の個別業績の売上高は、燃料価格の上昇による燃料費調整額の増加などにより、平成28年度に比べ101億円増(+5.8%)の1,825億円程度となる見通しである。
一方、経常損益については、燃料価格の上昇などによる燃料費の増加、購入電力量の増加や石炭価格の上昇による他社購入電力料の増加などにより、平成28年度に比べ6億円減(△10.7%)の50億円程度となる見通しである。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	1,344	811	△533
電気事業損益	33	※1 45	12
当期純損益	27	※1 36	8

一般需要部門（自由化部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	190	631	440
電気事業損益	7	※1 12	5
当期純損益	5	※1 9	3

特定需要・一般需要外部門（その他部門）	平成27年度	平成28年度	差異
電気事業収益	200	270	69
電気事業損益	△1	△1	△0
当期純損益	△4	△1	2

●部門別収支・算定結果の説明

※1：部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が45億円の利益、一般需要部門（自由化部門）が12億円の利益となり、利益率は規制部門が5.6%、自由化部門が1.9%となった。
また、当期純損益は規制部門が36億円の利益、自由化部門が9億円の利益となった。

＜部門別収支の概要－業績見通し＞

（単位：億円）

特定需要部門（規制部門）	収支見通し	対平成28年度実績比
当期純損益	19	△17

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成）

（参考２）各社概況②（財政状態-９社）自己資本比率

各社（単体）の自己資本比率推移

（単位：%）

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3
北海道電力	29.2	24.3	24.5	23.2	18.0	9.7	5.4	8.4	9.1	9.1
東北電力	23.0	20.9	21.2	18.8	12.3	10.5	11.4	13.0	14.7	16.0
東京電力　※	18.2	16.4	17.1	8.9	3.5	5.7	8.6	12.1	13.7	16.0
中部電力	29.8	28.4	29.6	29.5	25.0	22.8	22.0	23.5	27.0	28.7
北陸電力	23.4	23.7	24.7	24.9	23.5	22.6	21.3	21.3	20.4	19.6
中国電力	23.5	21.2	21.6	20.3	19.1	17.5	16.0	15.6	15.6	14.6
四国電力	25.0	25.6	24.4	23.5	21.6	18.0	20.1	20.7	20.2	22.3
九州電力	26.4	25.6	26.1	24.9	18.7	10.2	8.1	7.3	8.9	10.5
沖縄電力	29.7	30.7	32.1	31.9	31.9	30.0	31.2	33.4	35.0	36.7

※平成２８年３月期までは、旧東京電力の数値。平成２８年４月１日の分社化に伴い、平成２９年３月期の数値は、東京電力ホールディングスの数値。
（出典：各社有価証券報告書より当委員会事務局作成）

（参考２）各社概況③（その他-９社）一株当たり配当

A　普通株式に対する配当

（単位：円）

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3
北海道電力	60	60	50	50	50	-	-	-	5	5
東北電力	60	60	60	50	-	-	5	15	25	35
東京電力　※１	65	60	60	30	-	-	-	-	-	-
中部電力	60	60	60	60	60	50	-	10	25	30
北陸電力　※２	50	50	50	50	50	50	50	50	50	35
中国電力　※２	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
四国電力	50	50	50	60	60	-	-	20	20	20
九州電力	60	60	60	60	50	-	-	-	5	15
沖縄電力　※２	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

※１：平成２８年３月期までは、旧東京電力の数値。平成２８年４月１日の分社化に伴い、平成２９年３月期の数値は、東京電力ホールディングスの数値。
※２：平成２３年３月の東日本大震災後、小売規制料金の値上げを行っていない会社は、北陸電力・中国電力・沖縄電力の３社。

B　優先株式（※３）に対する配当

（単位：円）

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3
北海道電力								-	7,781,358	3,800,000
東京電力						-	-	-	-	-
九州電力								-	7,153,763	3,500,000

※３：普通株式よりも優先して株式の配当を受けることができる権利を有する株式

（出典：各社有価証券報告書より当委員会事務局作成）

２．原価算定期間終了後の追加検証

２．（１）論点　①料金値上げ後初めて原価算定期間が終了した事業者（中部電力※１）

①料金原価と実績費用の比較

– 個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。なお、実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。

- 人件費
- 修繕費
- 購入電力料
- その他経費

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

– 規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③経営効率化への取り組み

– 経営効率化への取り組みは、着実に進捗しているか。

※１　電力会社の選定理由
震災後行われた値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表（参考３）において今年度に事後評価を行う旨記載されているため。

２．（１）論点　②その他追加検証が必要な事業者（東京電力ＥＰ、四国電力　※１）

①料金原価と実績費用の比較

– 個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。なお、各社において実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。（※２）

- 人件費（四国電力）
- 減価償却費（四国電力）
- 購入電力料（四国電力）
- 原子力バックエンド費用（四国電力）
- その他経費（東京電力EP、四国電力）（※３）

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

– 規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③経営効率化への取り組み

– 経営効率化への取り組みは、着実に進捗しているか。

※１　電力会社の選定理由
-東京電力EP：審査基準の＜ステップ１＞電気事業利益率による基準に該当し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。
-四国電力　　：現行料金原価において稼働を織り込んでいる原子力発電所（伊方３号機）のすべてが昨年度再稼働しているため。
※２ 東京電力EPでの料金原価と実績との比較は、料金原価と実績（旧東京電力を構成する東京電力EP、東京電力ホールディングス（以下、東京電力HD）、東京電力パワーグリッド（以下、東京電力PG）、東京電力フュエル＆パワー（以下、東京電力FP）の４社連結）での比較。
※３　その他経費：東京電力EP、四国電力では、諸経費と表記。

（参考１）各社の原価算定期間と原価と比較する実績年度

	中部電力	東京電力EP	四国電力
原価算定期間	平成２６～２８年度（３カ年平均）	平成２４～２６年度（３カ年平均）	平成２５～２７年度（３カ年平均）
原価と比較する実績年度	平成２６～２８年度（３カ年平均）	平成２８年度（直近年度）	平成２８年度（直近年度）
備考	－	原価が分社化前の旧東京電力の数値であることから、実績数値としては、東京電力EPの数値に加えて、旧東京電力ベースの数値（※）も用いて原価との比較も実施。	－

※旧東京電力ベースの数値：旧東京電力を構成する４社（東京電力EP、東京電力HD、東京電力PG、東京電力FP）の連結数値

（参考２）送配電非関連固定費の配分時における需要補正（１／４）

- 送配電非関連固定費を規制部門・自由化部門に配分するにあたっては、最大電力（kW)、発受電量(kWh)等の実績を用いて需要（※）比率を算定し配分を行うが、実績が原価算定時の想定を下回るケースでは、需要比率に一定の補正を行った上で、配分を行うこととされている。

原価算定時の想定需要（※）と実績需要の関係及びケース毎の需要補正

各需要の実績と想定との比較				需要補正の有無（配分に用いる数値）		
規制部門と自由化部門の合計		規制部門	自由化部門	規制部門	自由化部門	
①実績≧想定		-	-	無 （規制実績）	無 （自由実績）	次ページ Ⅰ（導入当初）
②実績＜想定	A	実績≧想定	実績＜想定	無 （規制実績）	**有** （自由実績＋（規制想定－規制実績）＋（自由想定－自由実績））	
	B	実績＜想定	実績≧想定	**有** （規制実績＋（規制想定－規制実績）＋（自由想定－自由実績））	無 （自由実績）	
	C	実績＜想定	実績＜想定	**有** （規制実績＋（規制想定－規制実績）＝**規制想定**	**有** （自由実績＋（自由想定－自由実績））＝**自由想定**	次ページ Ⅱ（現状）

※需要：最大電力（kW）、夏季尖頭時責任電力（kW)、冬季尖頭時責任電力（kW)、発受電量（kWh)の４種類（項目毎に想定と実績を比較して補正の要否を検討）

（出典：みなし小売電気事業者部門別収支計算規則　別表第１.６.（１１）を基に当委員会事務局作成）

（参考２）送配電非関連固定費の配分時における需要補正（２／４）

- 導入当初（※）、自由化部門での需要減により全体の需要が減少した場合は、同部門に負担を負わせ、規制部門に悪影響が及ばぬように需要を補正する省令が作られた。
- 平成28年４月の小売全面自由化の後、節電等の需要減、新電力や自社の自由料金メニューへの切り換え等により規制部門の需要減の影響も大きく、規制部門に費用が寄る形での補正が発生し易い状況となっている。（見直しも含め今後検討。）

※部分自由化に伴い、部門別収支制度を導入した当初（平成１１年１０月）

送配電非関連固定費の配分時における需要補正のイメージ

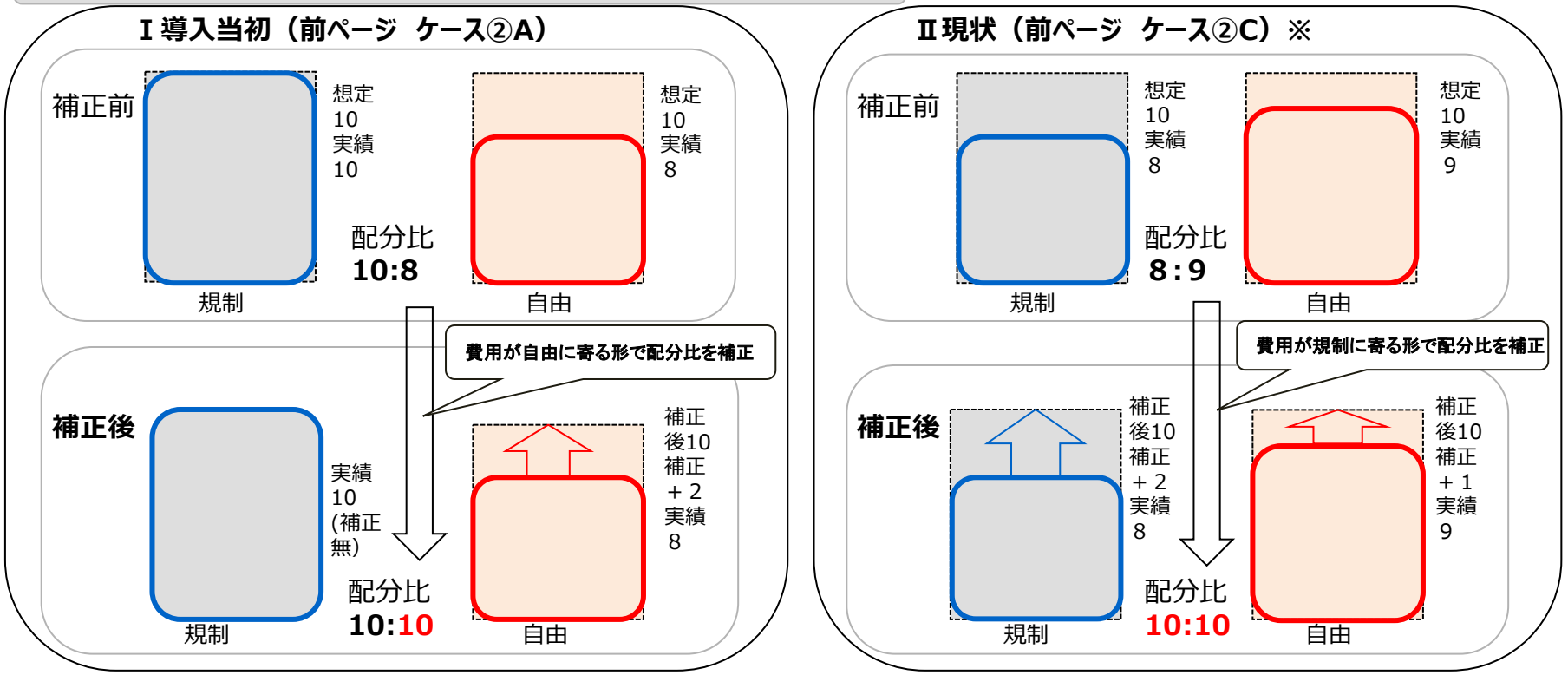

※　前ページのケース②Bの場合は、このケースで、自由部門が原価・実績とも10で自由部門に補正がかからず、規制部門のみに補正がかかるようなケース。費用が規制に寄る形で補正がかかる点は、ケース②Cの数値例と同様。

（出典：みなし小売電気事業者部門別収支計算規則　別表第１.６.（１１）を基に、電力・ガス取引監視等委員会事務局にて作成）

（参考２）送配電非関連固定費の配分時における需要補正（３／４）

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則
別表第１．
６．
（１１）　（９）により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。
①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。
１）　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
２）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
３）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
４）　非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
５）　非特定需要及び特定需要ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に０．５を、３）の割合に０．５を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値
②　送配電非関連需要については、当該事業年度における非特定需要及び特定需要の最大電力の合計値、非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力の合計値、非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力の合計値並びに非特定需要及び特定需要の発受電量の合計値（以下この（１１）において「実績合計値」という。）のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第９条又は旧小売料金算定規則第９条の２において算定した原価算定期間中の各合計値（以下この（１１）において「想定合計値」という。）を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。
１）　想定合計値と実績合計値との差分（以下この（１１）において「差分」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。
２）　想定合計値の内訳として、非特定需要（以下この（１１）において「想定非特定需要」という。）及び特定需要（以下この（１１）において「想定特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

（参考２）送配電非関連固定費の配分時における需要補正（４／４）

（続き）
３）　実績合計値の内訳として、非特定需要（以下この（１１）において「実績非特定需要」という。）及び特定需要（以下この（１１）において「実績特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。
４）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
５）　実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
６）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
③　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値（②において修正した場合にあっては修正後の値）により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

電気事業審議会　基本政策部会・料金制度部会合同小委員会　報告（平成１１年１０月２０日）
　第二部　料金ＷＧ報告
　　第五章　自由化部門から規制部門への悪影響防止～部門別収支のルール
　　２．合理的な収支計算ルールの策定
　　(3)需要変動への対応（配分代入数値の考え方）
①原則
　今般の制度は、事業者が規制部門と自由化部門を分離することなく一体として運営するものであること、すなわち同一の設備や資源を両部門で同時に利用するものであることから、固定費の配分についても、その時点の実績比率によることが適当である。
②悪影響の防止①（実績比率の限界）
　しかしながら、自由競争の導入により、自由化部門での需要の減少等が生じる可能性があることにかんがみると、規制分野の需要家への悪影響防止の観点から、単純に実績比率で配分することが適当でない場合が考えられる。
具体的には、料金算定時に想定した総収入（総需要量）が、実績において達成されなかった場合においては、その不足収入分につき、総収入（総需要量）が減少した原因のある部門において負担する仕組みが必要である。

（参考３）消費者基本計画工程表

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（4）公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	①競争政策の強力な実施のための各種対応	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】					法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況
		（KPI の現状）※平成 28 年度 延べ 51 名の事業者等に対して 11 件の排除措置命令を実施したほか、延べ 32 名の事業者に対して課徴金納付命令を実施（平成 28 年 12 月に行った、独占禁止法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく罰金調整後）（平成 27 年度：延べ 39 名の事業者等に 9 件の排除措置命令、延べ 31 名の事業者に課徴金納付命令）（平成 28 年 12 月末時点）。 また、319 件の企業結合審査を実施（平成 27 年度：295 件の企業結合審査を実施）。					
	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					
			都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】				
		電気料金値上げ後のフォローアップ（東京電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ（関西・九州・東北・四国・北海道電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ（中部電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			
			電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		託送収支の事後評価【消費者庁、経済産業省】		

（出典：消費者基本計画工程表 平成２７年３月２４日 消費者政策会議決定（平成２９年６月２１日改定） より抜粋）

（参考４）消費者庁からの意見への対応について　中部電力①

○事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。
・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なコスト削減インセンティブを与える観点からの検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。）
・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度かい離したかの観点からの検証
・費用と、料金メニューごとの収入及び販売電力量に関し、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況についての定期的かつ一覧性のある分かりやすい形での消費者への公表の在り方
・なお、役員報酬等について、原価算入される額が実績額とかい離する場合、かい離が生じた原因について、附帯事業等との関係も含めて、中部電力株式会社において十分説明するよう促すべきである。
・競争入札等、調達の合理化を経済産業省資源エネルギー庁がチェックし、その結果を公表する仕組みを具体化すべきである。

１．燃料調達については、特にＬＮＧについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

２．原価算定期間終了後の事後評価の仕組みとしては、有識者会議報告書において、原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて電気事業法第２３条に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言され、これを受け「電気料金情報公開ガイドライン」を平成２４年３月３０日に改定するとともに、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を平成２５年３月１９日付けで改定し、客観的な基準を設定した。

（出典：「消費者庁からの意見への対応について」平成２６年４月　経済産業省　より抜粋）

（参考４）消費者庁からの意見への対応について　中部電力②

（続き）

３．一般電気事業者は、当該ガイドラインに基づき、原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けた自己評価を公表・説明する。また、行政は、当該基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、（イ）規制部門の電気事業利益率の直近３か年度平均値が、一般電気事業者１０社の過去１０か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、（ロ）前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第２３条に基づく料金変更認可申請命令の対象とするとともに、確認結果を毎年公表することとしている。中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行っていく。なお、中部電力はホームページ上で、部門別収支計算書）、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値、供給約款と選択約款の平成２０年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績を公表している。

４．また、有識者会議報告書においては、原価算定期間内の評価として、一般電気事業者が決算発表時等に、決算実績や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家が分かりやすい形で説明することが適当であるとされており、今後とも、一般電気事業者において、消費者にとって分かりやすい情報の提供が行われるよう努めてまいりたい。

５．関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後必要に応じて対応策を検討してまいりたい。

（出典：「消費者庁からの意見への対応について」平成２６年４月　経済産業省　より抜粋）

（参考５）東京電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見

３．今後の課題

本年４月から、電力小売全面自由化が始まり、消費者による新料金プランへの切替えが始まっているものの、当面、多くの消費者が規制料金メニューの利用を継続することが見込まれる。

こうした中、経営効率化が図られた場合や柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が行われた場合には、それらによるコスト削減等が東京電力の規制料金メニューの値下げに適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会において毎年度実施される審査において、適切な監視が行われることが必要である。

工程表では、今年度及び来年度においても、電気料金値上げ後のフォローアップを行うことが定められており、今後、電力・ガス取引監視等委員会において、他の電力会社に対して原価算定期間後の事後評価が実施される際には、本意見の趣旨を踏まえて、より厳正な審査が行われることが必要である。

東京電力においては、規制料金メニューに関わる分社化後の料金原価構成や電源構成、ＣＯ２排出係数、放射性廃棄物排出量について、消費者に対する分かりやすい情報提供及び説明を行っていくことを要望する。

なお、東京電力は、電力小売全面自由化に際し、契約先の切替え（スイッチング）を希望する消費者に対して、優先的にスマートメーターを設置することとしていたにもかかわらず、遅れが生じており、可能な限り速やかに遅れを解消すべきである。

消費者庁としては、今後上記についての対応状況を注視し、必要に応じて経済産業省に対して意見を申し述べることとする。

（出典：「東京電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見」平成２８年５月　消費者庁より抜粋）

（参考６）北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見

３．今後の課題

昨年４月以降、電力小売全面自由化がなされ、電力各社の自由料金メニューや新電力会社への契約切替えが進みつつあるものの、現状では既存の規制料金（経過措置料金）で電力サービスの提供を受けている消費者が相当数に上る状況にある。このため、電力各社による経営効率化や、原子力発電所の再稼働等に伴う費用の低減が規制料金メニューにも適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会は、継続的な監視を行うとともに、電気事業法に基づく料金変更認可申請命令に係る基準等に照らし、経営状況等に変化が生じた電力会社がある場合には、公開の場で状況の検証を行うべきである。

また、現行の料金変更認可申請命令に係る基準については、規制部門の利益率の水準が一定の基準以内であれば命令が発動されないこととなっているが、利益率についてはコストを膨らませることで低く抑えることが可能といった指摘もあることから、その適正性につき必要に応じた検討を行うことが適当である。

なお、今回の事後評価では上記の申請命令に係る基準には達していないものの、一部の電力会社の利益率が比較的高い水準となっている。利益率については、短期的には燃料費調整制度によるタイムラグ等の一時的な収支改善効果が影響していることから、利益率に関する的確な判断をするためには、平成28 年度以降の動向も含め今後検証をする必要がある。

消費者基本計画では、平成29 年度以降についても、電気料金値上げ後のフォローアップを行うことが定められており、その際、電力・ガス取引監視等委員会において、各電力会社に対して、原価算定期間後の事後評価が実施される際には、本意見の趣旨を踏まえて、厳正な審査が行われることが必要である。

なお、昨年以降の事後評価の対象となっている電力各社の料金値上げは、主に東日本大震災後の原子力利用率の低下を理由とするものであったため、原子力発電所の再稼働の進展によりその理由が失われた際に規制料金（経過措置料金）の引下げが適切に行われるかについて、電力・ガス取引監視等委員会による適切な監視が行われることが必要である。また、消費者庁は消費者委員会と共に当該状況を注視し、必要に応じてフォローアップを行うこととしたい。

各電力会社及び電力・ガス取引監視等委員会においては、料金の透明性確保のため、今回も含めた事後評価の結果について、消費者への分かりやすい情報提供を更に推進すべきである。

（出典：「北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社による電気料金値上げ後のフォローアップに関する経済産業省への意見」平成２９年４月　消費者庁　より抜粋）